

減免の対象となる障害の範囲

(1) 身体障害者

障害の区分	障害の級別			
	身体障害者が所有する自動車を当該身体障害者が自ら運転する場合		身体障害者のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	
	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症	3級	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	特別項症から第2項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		
上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級		
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級	
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

【注意】複数の障害がある場合は合計級数でなく個々の障害ごとの級で判定しますが、次の場合は特例的に減免の対象となる範囲に含めることとします。

身体障害者が所有する自動車を当該身体障害者が自ら運転する場合

(1) 「下肢不自由7級」の重複により合計級数が6級である場合

身体障害者（身体障害者手帳の交付を受けている者）のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合

(1) 両下肢の障害がそれぞれ「4級の4」と「4級の4」で合計級数が2級である場合

(2) 精神・知的障害者

精神・知的障害者のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	
療育手帳	障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）及び自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）
障害の程度④・A	障害等級1級